

令和5年度

「一戸建て等 建築物石綿含有建材調査者講習」開催のご案内

公益社団法人和歌山県労働基準協会
一般社団法人和歌山県建築士会

建築物等の解体または改修工事の開始前に、石綿使用の有無についての調査が必要とされ、令和2年7月の「石綿障害予防規則」の改正により、事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、「建築物石綿含有建材調査者」が行うことが義務付けられました。

この「建築物石綿含有建材調査者」は、建築物石綿含有建材調査者講習を受講し、修了考査に合格した者とされており、令和5年10月以降事前調査を行う場合は、この資格が必要となります。

今般、一戸建て等建築物石綿含有建材調査者講習を開催します。当講習の修了者は、調査できる建築物の範囲が一戸建ての住宅または共同住宅の住戸の内部(住戸の専有部分を指し、共同住宅の住戸の内部以外の部分(ベランダ、廊下等共用部分)及び店舗併用住宅は含まれない)の解体・改修前の事前調査に限られます。この範囲を超えた調査を行うためには、一般建築物石綿含有建材調査者講習または特定建築物石綿含有建材調査者講習の修了が必要になります。

1. 開催日時・会場・定員(下記のいずれかの会場を選んで申込みしてください)

開催日時	会場	定員	写真
令和5年 5月10日(水) 8時30分～18時10分 (修了考査(試験)含む)	和歌山市西浜1014番地27 公益社団法人和歌山県労働基準協会 研修室	100名	要
			受講資格
			要

開催日時	会場	定員	写真
令和5年 6月13日(火) 8時30分～18時10分 (修了考査(試験)含む)	那智勝浦町天満木戸浦441-8 那智勝浦町体育文化会館 2階大集会室	100名	要
			受講資格
			要

開催日時	会場	定員	写真
令和5年 7月11日(火) 8時30分～18時10分 (修了考査(試験)含む)	西牟婁郡上富田町朝来763 上富田町商工会	40名	要
			受講資格
			要

2. 受講料

受講料は、講習日(土日祝を除く)の3日前までに必ずご入金下さい。当日は受付できません。

受講料	テキスト代	合計
建築士会会員:33,000円	5,280円	建築士会会員:38,280円
労働基準協会会員:33,000円	4,700円	労働基準協会会員:37,700円

※テキストはご購入する必要があります(受講料、テキスト代税込)

3. 持ち物・受講券(受付でご提示してください)、筆記用具(修了考査はマークシート方式)、鉛筆、シャープペンシル(ボールペン不可)、消しゴム

裏面に続く

4. 申込方法 建築物石綿含有建材調査者講習専用の受講申込書に必要事項をご記入

のうえ県労働基準協会の各支部までご持参または郵送で原本をご提出下さい。

和歌山市会場 5/10(水)(郵送先・振込口座番号)

〒641-0036 和歌山県和歌山市西浜 1014 番地 27
公益社団法人 和歌山県労働基準協会 和歌山支部
問い合わせ先 TEL 073-446-7000

紀陽銀行 本店営業部 普通 1994470
口座名 公益社団法人和歌山県労働基準協会

那智勝浦町会場 6/13(火)(郵送先・振込口座番号)

〒647-0033 和歌山県新宮市清水元 1-2-4
公益社団法人 和歌山県労働基準協会 新宮支部
問い合わせ先 TEL 0735-22-2182

紀陽銀行 新宮支店 普通 1112748
口座名 公益社団法人和歌山県労働基準協会
新宮支部

上富田町会場 7月11日(火)(郵送先・振込口座番号)

〒646-0036 田辺市上屋敷町 2 丁目 1-54 号
公益社団法人 和歌山県労働基準協会 田辺支部
問い合わせ先 TEL 0739-22-2422

紀陽銀行 田辺支店 普通 1134648
口座名 公益社団法人和歌山県労働基準協会
田辺支部

※各会場とも受講券は申込み後、郵送となります。

5. 受講料

①～③のいずれかの方法で休日を除く講習日の3日前までにご入金ください。

①現金書留で郵送 ②銀行振込 ③県労働基準協会 事務所窓口へ持参

6. 駐車場のご注意(和歌山市会場の場合)

駐車場をご利用申込みの方は(申込書に記載の方)、受講券と一緒に駐車券をお渡しします。当日忘れずにお持ちいただき、駐車券は見えるように車のダッシュボードにおいて下さい。

また、台数に限りがありますので必ず駐車券案内のとおり駐車下さい。

7. 昼食(和歌山市会場の場合)

お弁当ご持参の方は、当協会の研修室等をご利用いただけます。また、当日お弁当の注文を承っていますのでご利用下さい。

8. 修了証明書等の交付

所定の全科目を受講し、修了考査合格者には「修了証明書」を発行します。修了考査が不合格となった場合は「受講証明書」を発行します。

9. 受講資格

当講習を受講するには、「石綿作業主任者技能講習の修了」や「学歴に応じた建築や石綿含有建材調査等に関する実務経験年数」などの『受講資格』が必要です。別添の「(参考)受講資格要件の詳細及び証明書等提出書類の一覧」のいずれかの条件を満たしていることを必ずご確認ください。

◎自営業の方はご自身が建築業務従事年数の証明(受講申込書の)「受講資格・事業者証明欄」に記載してください。

◎受講申込書の記入事項や添付書類に不備や不足がある場合は、追加の書類等のご提出をお願いする場合があります。また、受講資格が確認できない場合は受講できません。

◎受講申込書の記入事項に虚偽の事実が判明した場合、講習終了後でもその資格は 取消となり、発行済みの修了証明書や受講証明書は無効となります

10. その他 詳細は和歌山県労働基準協会 HP をご覧ください。